

TOYOTA CITY

Planning & Development

MASTER PLAN

豊田市都市計画
マスタープラン



2018年3月豊田市



「つながる つくる 暮らし楽しむまち・とよた」 の実現をめざして

本市は、世界をリードするものづくり産業の中核都市としての顔を持つ一方、市域のおよそ7割を森林が占め、豊かな自然や田園が広がるみどりのまちとしての顔も併せ持っています。

この度、第8次豊田市総合計画で掲げている将来都市像「つながる つくる 暮らし楽しむまち・とよた」の実現に向け、本市の都市づくりの基本的な方針として「豊田市都市計画マスタープラン」を策定いたしました。

超高齢社会の進展や技術革新、社会経済の一層のグローバル化といった大きな時代の変化に対応し、将来にわたって活力ある都市として持続的に発展していくため、更なる産業の集積強化を図るとともに、多様なライフスタイルに合わせた暮らしの実現に向けて「多核ネットワーク型都市構造」の確立をめざします。

そのため、リニア中央新幹線開業を背景とした交流機会の増大が見込まれる中、鉄道機能の強化による名古屋市へのアクセス性の向上とともに、沿線の都市的土地利用を図ります。あわせて、これまで自動車産業とともに発展してきた郊外部においても、充実した都市基盤を生かした生活利便性の高い市街地の維持を図ります。

最後に、計画策定に当たり、貴重なご意見をいただいた多くの皆様に感謝申し上げますとともに、引き続き市政に対するご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

2018年3月

豊田市長 太田 稔彦

目 次

序章 都市計画マスタープランの策定にあたって

- 1 都市計画マスタープランの目的と役割…………… 5
- 2 都市計画マスタープランの概要…………… 5

第1章 都市づくりの課題

- 1 上位計画における都市づくりの方針…………… 8
- 2 時代潮流を踏まえた都市づくりの方向性…………… 14
- 3 豊田市を取り巻く状況の変化…………… 15
- 4 都市づくりの課題…………… 17

【全体構想】

第2章 都市づくりの目標

- 1 将来都市像と都市づくりの目標…………… 33
- 2 将来人口…………… 34
- 3 将来都市構造…………… 35
- 4 土地利用…………… 38

第3章 都市づくりの方針

3-1 土地利用の方針

- 1 土地利用構想…………… 41
- 2 住宅地・住環境の方針…………… 45
- 3 商業・業務地の方針…………… 47
- 4 工業地の方針…………… 49
- 5 自然的土地利用の方針…………… 50

3-2 都市施設整備の方針

3-2-1 道路整備の方針

- 1 道路ネットワークの確立…………… 51

2	道路機能別の整備方針	51
3	道路交通の円滑化	52
4	計画的な維持管理	53
5	快適な歩行空間や自転車通行空間の確保及びネットワーク形成	54
6	交通施設の環境負荷低減	54
3-2-2	公共交通の方針	
1	鉄道	55
2	路線バス	55
3	新たな公共交通システム	56
3-2-3	都心整備の方針	
1	広場空間の整備	57
2	交通結節機能の強化	58
3	特色ある歩行空間の創出	58
3-2-4	公園・緑地整備の方針	
1	ゾーン及びネットワーク形成の方針	59
2	公園・緑地整備の方針	61
3-2-5	下水道整備の方針	
1	汚水処理施設の整備	63
2	雨水排水施設の整備	63
3	雨水等の有効利用	63
4	計画的な維持管理	63
3-2-6	河川整備の方針	
1	治水対策	64
2	雨水流出抑制施設の設置	64
3	景観形成、生態系の保全及び親水機能に配慮した河川整備	64
4	計画的な維持管理	65
3-2-7	その他都市施設等の整備の方針	
1	駐車場の整備	66
2	主要鉄道駅周辺等への公共・公益施設の配置	66
3	保健・医療・福祉施設の充実	66

4	歴史継承・文化創造拠点等の整備	67
5	墓園等の整備	67
6	ごみ処理等施設の整備	67

3-3 都市防災の方針

1	防災拠点の整備及び機能充実	68
2	災害時における被害の拡大防止	68
3	災害時における都市施設の機能確保	68
4	水害及び土砂災害の発生防止	69
5	市民、地域及び企業の防災意識向上と防災力強化	69

3-4 景観形成の方針

1	景観法に基づく景観計画	70
2	景観形成方針	70

【地域別構想】

第4章 地域別の方針

地域区分	72
------	----

4-1 中部地域の方針

1	地域の概況	73
2	都市づくりの方向性と実現に向けた課題	73
3	都市づくりの対応方針	75
4	整備方針	77

4-2 南部地域の方針

1	地域の概況	80
2	都市づくりの方向性と実現に向けた課題	80
3	都市づくりの対応方針	81
4	整備方針	82

4-3 東部地域の方針

1	地域の概況	85
2	都市づくりの方向性と実現に向けた課題	85
3	都市づくりの対応方針	86

4 整備方針	87
4-4 北部地域の方針	
1 地域の概況	89
2 都市づくりの方向性と実現に向けた課題	89
3 都市づくりの対応方針	90
4 整備方針	91
第5章 計画の実現に向けて	94
資料編	95

1 都市計画マスタープランの目的と役割

(1) 目的

豊田市都市計画マスタープラン（以下「本計画」とします。）は、都市計画法第18条の2に規定される「市町村の都市計画に関する基本的な方針」を定めるものです。本計画は、豊田市（以下「本市」とします。）の上位計画である「第8次豊田市総合計画」並びに愛知県が定める「豊田都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（豊田都市計画区域マスタープラン）」に即し、より良い都市づくりの総合的な方針を取りまとめるものです。

(2) 役割

本計画は、次のような役割を担います。

- めざすべき都市の将来像を明確にし、その実現に向けた都市計画の体系的な指針とします。
- 中長期的な視点を持ち、個々の都市計画（土地利用、都市施設の整備等）の整合を図ります。
- 都市づくりに関する方針を市民と共有し、これに基づく関連計画の策定や事業実施への市民の理解と参加を促します。

2 都市計画マスタープランの概要

(1) 対象区域

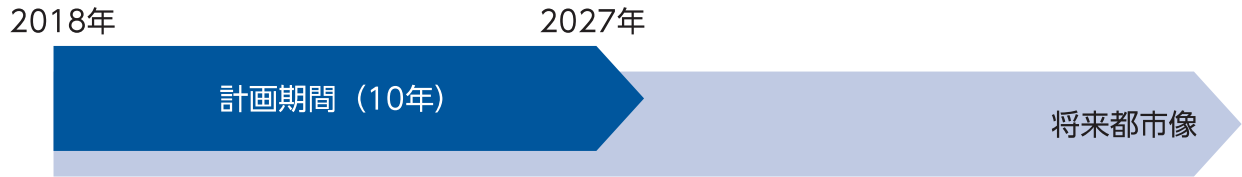
都市計画区域である豊田地区及び藤岡地区を対象とします。

なお、将来、土地利用の整序等の必要が生じた場合には、準都市計画区域の指定について検討を行い、都市計画マスタープランの対象区域とします。



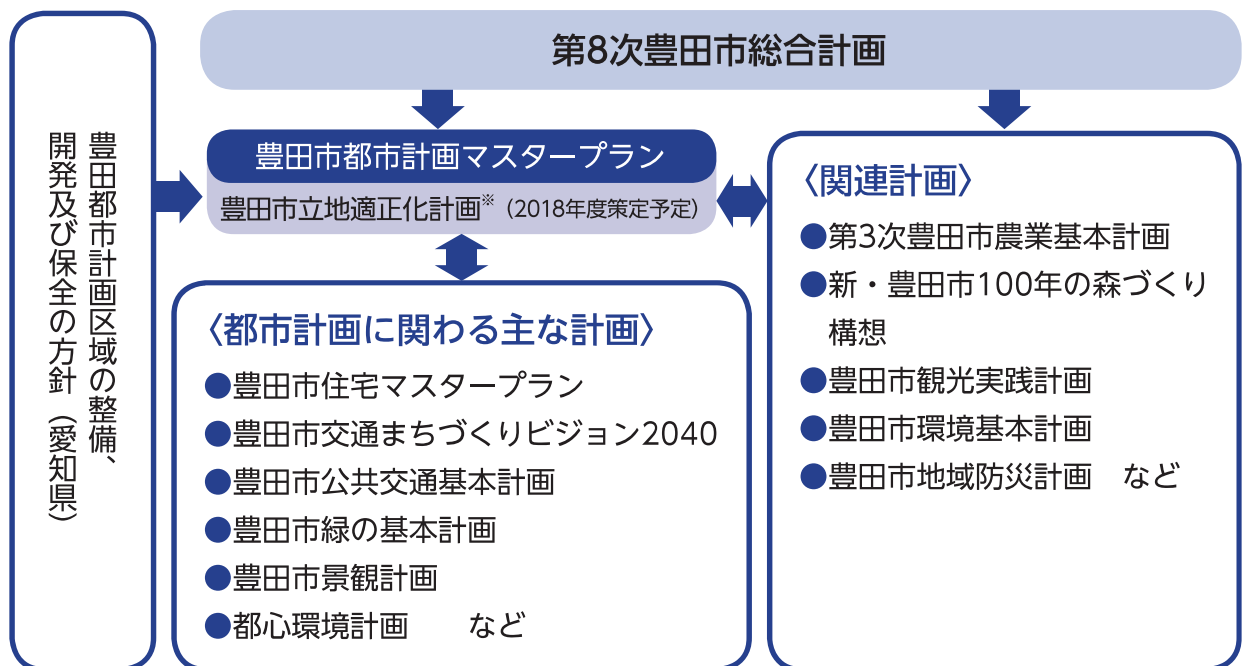
(2) 目標年次

目標年次は、概ね20年後の都市の姿を展望しつつ、10年後である2027年とします。



(3) 都市計画マスタープランの位置付け

本計画は、本市の上位計画である「第8次豊田市総合計画」並びに愛知県が定める「豊田都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（豊田都市計画区域マスタープラン）」に即し、都市計画に係る主な計画及び関連計画との連携及び整合を図り定めます。



※立地適正化計画：都市計画区域内の区域について、都市再生基本方針に基づき、住宅及び都市機能増進施設の立地の適正化を図るための計画（都市再生特別措置法第81条）

(4) 都市計画マスタープランの構成

本計画は、全体構想と地域別構想で構成しています。全体構想では、将来都市像、都市づくりの目標、将来人口、将来都市構造を明らかにした上で、その実現に向けた都市づくりの方針を示しています。

また、地域別構想では、4つの地域別に具体的な地域づくりの方針を示しています。

